

生活習慣病管理料Ⅱへ移行のお知らせ

2024年6月1日から厚生労働省の定める診療報酬制度が改定になります。

今回の改定では、従来からの特定疾患管理料の対象疾患から

『糖尿病』『高血圧』『脂質異常症』が除外となり、

生活習慣病管理料Ⅱへ移行することとなりました。

この改定を受け、定められた療養計画書について説明のあと、

同意書に初回のみ署名（サイン）を頂きます。

また個々に応じた、より専門的・総合的な治療管理が必要な場合は、

専門病院へ紹介させて頂くことがあります。

令和6年6月1日 聖麗メモリアル病院 院長